五所川原市認知症等高齢者ＧＰＳ機器貸与事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、包括的支援事業における認知症施策として、徘徊症状のある在宅の高齢者（以下「高齢者」という。）を介護する家族等に、ＧＰＳ（全地球測位システム）を利用して高齢者の所在を探索することができる機器（以下「ミマモルメ」）という。）を予算の範囲内で貸与することにより、高齢者の事故を未然に防ぐとともに、高齢者を介護する家族等が安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

（貸与の対象者）

第２条　ミマモルメの貸与の対象者は、市内に住所を有する高齢者を在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者集合住宅を除く。）で介護する者とする。

（申請及び決定）

第３条　ミマモルメの貸与を受けようとする者は、ミマモルメ貸与申請書（新規・継続）（別紙様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにミマモルメの貸与の可否を決定し、ミマモルメ貸与承認（不承認）決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

３　前項のミマモルメの貸与の期間は、ミマモルメの貸与を開始した日から貸与を開始した日の属する年度の３月３１日までとする。

（貸与の継続）

第４条　ミマモルメの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）のうち前条第３項に規定する貸与の期間が満了した後も引き続きミマモルメの貸与を希望する者は、貸与の期間が満了する日の２０日前までに市長にミマモルメ貸与申請書（新規・継続）を提出するものとする。

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、ミマモルメの貸与の継続の可否を決定し、ミマモルメ貸与承認（不承認）決定通知書により被貸与者に通知するものとする。

３　前項のミマモルメの貸与の期間は、ミマモルメの貸与の継続を決定した日から、貸与の継続を決定した日の属する年度の末日までとする。

（費用負担）

第５条　ミマモルメの貸与に係る費用について、初期登録に係る費用は市が負担し、毎月の利用料は被貸与者が負担する。ただし、ミマモルメを破損又は紛失したときは、市長は、被貸与者に当該ミマモルメの修理等に要する費用の負担を求めることができる。

（ミマモルメの管理及び譲渡等の禁止）

第６条　被貸与者は、ミマモルメを善良な管理のもと高齢者に使用させるものとし、譲渡、転貸、その他借受けの目的以外の使用をしてはならない。

（返却）

第７条　被貸与者は、ミマモルメを使用する高齢者が次の各号のいずれかに該当するときは、ミマモルメ廃止届（別記様式第３号）を提出し、ミマモルメを返却するものとする。

（１）死亡したとき。

（２）施設に入所したとき。

（３）市外に転出したとき。

（４）その他貸与を受ける必要がなくなったとき。

（貸与の取消）

第８条　市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、第３条第２項に規定する貸与の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、ミマモルメ貸与取消決定通知書（別記様式第４号）により被貸与者に通知し、ミマモルメを回収するものとする。

（１）偽りその他不正の行為により、貸与を受けたとき。

（２）その他市長が貸与を継続することが不適当と認めたとき。

２　市長は、前項第１号に規定する貸与の取消を決定したときは、被貸与者に対し、貸与に要した費用を上限にその損害の賠償を求めることができる。

（台帳の整備）

第９条　市長は、貸与したミマモルメを管理するため、ミマモルメ貸与者台帳（別記様式第５号）を整備するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。